

鈴美台二丁目南地区地区計画における建築物等 に関する制限早見表

名 称		鈴 美 台 二 丁 目 南 地 区 地 区 計 画
面 積		約 0.5ha
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	区画道路1号線 幅員 6.0m 延長 約170m 1号公園 面積 約150㎡
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1)戸建住宅 (2)戸建住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定するもの
	建築物の容積率の最高限度	10/10
	建築物の建ぺい率の最高限度	5/10
	建築物の敷地面積の最低限度	300㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は1.0mとする。
	建築物の高さの最高限度	1 建築物の高さは、10mを越えてはならない。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに、5mを加えたもの以下としなければならない。
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の色彩や形態は、良好な住環境に調和するものとし、周辺の住環境を損なわないものとする。
	垣又は柵の構造の制限	道路に面する部分の垣又は柵（門柱及び門扉を除く）の構造は生垣を基本とする。
	備 考	鈴美台二丁目南地区地区計画の決定 平成21年7月30日